

Q&A集

Q：申請期限はいつまでですか

A：最終締め切りは令和2年11月30日（月）【必着】としていますが、医療体制確保のため、計画・準備が整いましたらなるべく早めにご申請いただけますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

Q：防護具の購入について、購入数の上限はありますか

A：上限はありませんが、厚生労働省の回答によると、「患者1人当たり3,600円」とされています。

Q：本事業の初度設備費の上限は、支援金事業と同様に一般病床、療養病床、精神病床、感染病床、結核病床の合計許可病床と考えていいですか

A：本事業における「初度設備費の1床あたり」とは、救急・周産期・小児の医療において新型コロナウイルス疑い患者を受け入れるための新設・増設に伴う病床を指します。

支援金の事業の算定に用いる「許可病床」とは異なりますので、ご注意ください。（「疑い患者を受入れる病床を新設・増設する」目的であれば、一般病床や休床病床を疑い患者用に転換した場合も対象になります）

Q：本事業の補助を受ける場合、患者の受入れ義務はいつから発生しますか

A：申請と同時に本事業に参加いただく医療機関としてリスト化され、交付決定後から受入れ義務が生じます。

（受入れ時期を個別に相談されたい場合は北海道保健福祉部健康安全局地域保健課保健活動支援係（☎011-206-0409）までお願いします。）

なお、当リストを一般に公表することは予定していません。

Q：申請・請求のあと、補助金はいつごろ支払われますか

A：概算払いの場合、ご申請からお振込まで、1~2か月程度のお時間を頂きます。

Q：申請後、申請内容の変更（中止）はできますか。変更できる場合、いつまでに変更を申請すればよいですか

A：可能です。札幌市ホームページ掲載しております「変更承認申請書（様式6）」または「中止・廃止承認申請書（様式8）」を用いて、令和2年11月30日（月）【必着】までに変更申請をしてください。

Q：郵送以外の方法での申請（FAX、メール）でも受け付けしてもらえませんか

A：申請書に押印が必要となっておりますので、FAX、メールでの受付は不可とさせていただきます。

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 札幌市保健所医療提供体制構築班 宛までご郵送いただきますようお願いいたします。

Q：申請の際に添付する「その他参考となるべき書類」は具体的にどのような書類ですか

A：購入する備品の見積書やカタログ、購入後の配置図などを想定しています。判断に迷う際は、事前に札幌市保健所（☎011-633-0738）までご相談ください。

Q：実績報告の際に添付する「領収書等参考となる資料」は具体的にどのような書類ですか。

A：領収書、納品書、設置後の写真などを想定しています。

判断に迷う際は、事前に札幌市保健所（☎011-633-0738）までご相談ください。

Q：領収書等は原本でなくても大丈夫でしょうか

A：提出の際は写しで構いませんが、何かあった際に確認できるよう、交付額の確定まで、原本は手元に保管しておいてください。

Q：消毒経費等の備品は、病院で一括して買っており、この事業分だけ抜き出すのが難しい。この場合はどうしたらいいですか

A：一括で購入されたものが確認できる書類と、利用の内訳がわかるもの（利用簿等）をあわせてご提出いただきますようお願いいたします。

Q：⑲「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」とは重複不可となっているが、既に申し込んでしまった。本事業の方に補助金を変更したいと考えているが、今からの変更はできますか

A：事前に重複不可をご案内しておりますので、原則変更はできません。個別にご相談いただく場合は、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課保健活動支援係（☎011-206-0409）にご相談ください。

Q：HEPAフィルター付空気清浄機は「1施設当たり」となっているが、本事業以外（例えば帰国者・接触者外来等設備整備事業）の補助を利用して購入をする場合、それぞれ補助対象として、2台購入することができますか

A：事業の目的が異なりますので、それぞれの事業で補助を受けることができます。※設備整備補助を超える台数購入希望がある場合は、支援金（備品購入費）のご利用をご検討ください。